



誰もが元気に働き続けることができる職場を

2015・9・15 市教委交渉より

【快適な職場環境の整備を】

組合：職場巡回を夏休みにするのは施設はみられても労働環境をみるには問題だと思
うが。

教委：今年度は夏季休業中に実施した。職
員室・更衣室・職員用トイレの明るさと
か臭いなどを見て回った。

組合：休み中ではなく、子どももいるく普通
の様子を見てほしい。

教委：我々が見て回るのは職員の間環境なの
で。通常の授業日であると担当の先生が
授業をとばしてこなければならぬ。ど
ちらがいいのかと思ひ、今年度は夏季休
業中にした。

組合：問題は巡回の視点である。休職中の職
員の原因は何かとか、在校時間の記録を
チェックして長時間労働をしている人に
注意を払うといった見方もある。そうい
うチェックはしているか。

教委：在校時間の長い人の人数を聞いて、校
長や教頭にその人に対する取り組みを聞
き、継続して注意してもらおうようお願い
している。

組合：小牧市は、在校時間把握を市教委がせ
ず、各学校の校長任せになっているが、
巡回したときに、80時間超・100時

間超の人をつかみ、それに対して校長が
どういう対応をしているのかを聞いてい
るのか。それを文書でまとめているもの
はあるのか。後日、「回答いただきたい。

【50人以上の職場に、

校内衛生委員会を設置しないのは、

法令違反！】

組合：50人以上の職場には校内衛生委員会
の設置が義務づけられているが、小牧
南小学校は、去年も今年も50人を超え
ているのに設置されていない。ほかにも
50人以上の職場があるのに、設置され
ていないのは予算の関係か。

教委：予算獲得のこの時期（9月？）に見込
みで予算を取って、3月議会にかけ、4
月にスタートしていくので、今年は味岡
小学校1校にしか設置できなかった。

組合：法令で決められているので、これは議
論の余地はない。設置しなければ法令違
反を放置することになる。

教委：50人のカウソントの仕方はどこまで
数えるのか。

組合：常時雇用者すべて。常勤・非常勤に関
わらず月1時間でも年間通して勤務する
人をカウソントするのが労安法の立場。

教委：以前、県福利課に確認したところ、カ
ウソントの仕方は法律では定められていな
い、市町村の判断であるということだっ
た。

組合：小牧市のカウソント基準を教えてください。
今ここで答えられないのなら、後日
「回答いただきたい。」

【50人未満の職場にも

校内衛生委員会を】

組合：働いている人にとって労働条件の大切
さは、職場の人数に関わりなくみな同じ
である。要綱を変えて50人未満の職場
にもぜひ校内衛生委員会を設置してほし
い。

組合：こういう要望があることは、総括安全
衛生委員会で伝えたといい返事をいただ
いたが、審議はしなかったのか。

教委：校内衛生委員会については、前回の総
括安全衛生委員会で「その他」の中で話
題にあげ、「学校現場はどうか」と尋ね
たところ、運営委員会・企画委員会の中
でそういう話し合いをしているという報
告があった。現実に長時間勤務を大部減
らしたので、今の取組を継続していく。
かなりの学校で部活動指導者の複数化が
進んだ。

月1回の校長会の中で意識高揚と在校
時間の縮減については、耳にタコができ
るくらいお願いをし、指導をしている。

「校内衛生委員会」という名前はないが、
瀬戸市のことを聞いたので、瀬戸市と同
じようなメンバーで同じような内容の話
し合いを月1回くらいはやってください

とお願ひしているので、少しずつ広がっ
ている。「校内衛生委員会」という名前
だけ作って中身がないよりは実をとりた
い。

組合：瀬戸市はこの学校にも校内衛生委員会
があり、各学校から出た内容を総括安全
衛生委員会の場で議題にあげ、話し合っ
たことが各学校に還元されるという仕組
みになっている。各学校でやればそれで
よいという問題ではなく、市が吸い上げ
て、共通認識するという流れが大切であ
る。

教委：いずれそういう流れに進んでいくだろ
うが、現時点では「実」をとっている。

組合：やる方向にあるのなら「要綱」の中に
そういう文章を入れてもう1歩進めてほ
しい。

組合：「校内衛生委員会」のような場がある
ことを若い先生たちも知っているとわか
らぬ。声をあげるすべもなく悶々と
して重症化する恐れもある。校内衛生委
員会があれば働く人が助かる。

市の衛生管理者による職場巡回の記録
が文書として存在するかにしての後日回
答は、「巡回記録は作成せず、総括安全衛
生委員会に口頭で報告して反映している」
であった。（10月6日）折角、衛生管理
者が巡回して、職員の在校時間をチェック
しているのであれば、公の記録として残り、
時間外労働時間の縮減に役立ていくべきで
ある。

50人以上の職場には法に沿って、早急
に校内衛生委員会の設置をすべきである。
また、50人未満の職場にも要綱を改正

して校内衛生委員会の設置することを求め
ていきたい。市教労の「50人未満の職場
にも校内衛生委員会の設置を」の要望が、
総括安全衛生委員会の中で報告されたこと
は、一歩前進である。

＜市の職員カウント基準（2015・10・13回答）＞
県費負担職員（産休・育休・休職等、長期休職中職員・
臨時的任用・期限付き任用・非常勤も含む）
市単独採用（用務員・非常勤養護教諭・司書・非常勤教員
・学校カウンセラー・スクールサポーター・
心の相談室相談員・特別支援教育支援員・語
学相談員）
※ ALT・給食配膳員は、カウントしない

【職場に職員の勤務形態の明示を】

組合：学校現場にはいろんな勤務形態の人が
いる。校長にそれぞれの勤務時間を明示
するよう指導してほしい。

本来休憩時間であるALTが給食や掃
除の計画表に組み込まれていたり、再任
用が、勤務時間外なのに清掃指導に割り
当てられている学校が多いと聞いている。
中には再任用に掃除をみてほしいた
めに、出勤を1時間目の始まりの時刻ぎ
りぎりしている学校もある。

教委：清掃指導が職務の中にないかといえは

それは違う。

組合：しかし、そのために教材研究の時間が
なくなるというのはおかしい。

組合：本人が望んでいないのに時間外労働さ
せられているのなら違法ですよ。止め
させるべきです。

教委：勤務時間管理については、注意を促し
たほうがいいかもしれない。

組合：個別の勤務時間を広く公に明示すれ
ば、違法な働かせ方を防ぐ手立てになる。

教委：確かに昔に比べいろんな働き方の人が
増えたので一覽表があったほうがいいか
もしれない。しかし、一覽表を出すこと
によって学年のまとまりを分断したり、
若く未熟な人の芽を摘むのは避けたい。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

組合：客観的事実として勤務時間を明示し
ておくことは必要である。全員に配らな
くても職員室のどこかに張っておくとか
いつでも見られるようにしておくとか。

していない。

組合：県教委は「時間外を超えて命じられた
業務はすべて割り振りの対象である」と
言っている。

教委：県教委は具体的に部活動は勤務だと言
っているのか。

組合：まだ、そこまでは言っていない。これか
ら交渉でつめるところ。ただし、県が言
わなくても小牧市独自でできる。休憩時
間中や時間外の部活動は勤務ではないと
いう見解か。

教委：今のところ、割り振りの対象とは考え
ていない。

組合：では教員が現にやっている部活動は何
なのか。見解は？

教委：確かにやっているけれど・・・。見
解？

組合：最高裁の判決により答えを出さざるを
得ないところになっている。

組合：愛日地区には割り振り変更簿が存在し
ないということだが、県教委はきちんと
勤務時間を管理するために客観的なもの
でやるようにと強く指導していると言っ
ている。同じ愛知県下で働いていて、割
り振り変更簿があるところとないところ
では働き方に不公平が出る。この地区の
教職員みんなの願いである。ぜひ前向き
な回答を。（他地区の割り振り変更簿を
提示）

教委：これは校長の仕事の範疇ですね。

組合：市教委は「こんなふうに見える形
でやってね」と指導できる。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

組合：包括的職務命令の判決が出たのだから
割り振り変更簿がないと絶対に回って
いかない。放置することはできない。

教委：恒常的に100時間超えているのに放
置することはだめだけれど、一つ一つ超
えたからと言って割り振りしろというこ
とではないですよ。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。

組合：割り振りについては客観的なものでし
なさいという県教委の指示であり指導で
す。ぜひ、県の指示に従ってください。